

「金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 に関する細則」の一部改正案

新旧対照表

改正案	現 行	備考等
<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この細則は、金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 の規定に基づき、会員が行う外国為替証拠金取引に関し、顧客の損失が、当該顧客が預託する証拠金の額を上回ることがないように、会員が定めるべきロスカット取引の取扱いその他必要な事項を定め、投資者の保護、市場の公平性の確保及び業務の適正化を図ることを目的とする。</p>	<p>(目的)</p> <p>第 1 条 この細則は、金融先物取引業務取扱規則第 25 条の 3 の規定に基づき、会員の行う外国為替証拠金取引（以下「FX取引」という。）に関し、顧客の損失が、当該顧客が預託する証拠金の額を上回ることがないように、会員が定めるべきロスカット取引の取扱いその他必要な事項を定め、投資者の保護、市場の公平性及び業務の適正化を図ることを目的とする。</p>	<p>第 3 条第 1 項において「FX取引」という文言を削除したため。</p>
<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この細則において「ロスカット取引」又は「顧客」とは、<u>それぞれ</u>金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第 123 条第 1 項第 21 号の 2 に規定するロスカット取引又は顧客をいう。</p>	<p>(定義)</p> <p>第 2 条 この細則において「ロスカット取引」又は「顧客」とは、金融商品取引業等に関する内閣府令（以下「金商業府令」という。）第 123 条第 1 項第 21 号の 2 に規定するロスカット取引又は顧客をいう。</p>	
<p>2 この細則において「実預託額」とは、金商業府令第 117 条第 1 項第 27 号に規定する実預託額をいう。</p>	<p>2 この細則において「実預託額」とは、金商業府令第 117 条第 1 項第 27 号に規定する実預託額をいう。</p>	
<p>3 この細則において「取引額」とは、金商業府令第 117 条第 10 項に規定する通貨関連デリバティブ取引の額をいう。</p>	<p>3 この細則において「取引額」とは、金商業府令第 117 条第 10 項に規定する通貨関連デリバティブ取引の額をいう。</p>	
<p>4 この細則において「ロスカット水準」とはロスカット取引の手続を開始する判断の基準となる実預託額の必要証拠金額に対する割合（％）をいい、「必要証拠金額」とは取引において会員が顧客に預託させる最低証拠金額をいう。</p>	<p>4 この細則において「ロスカット水準」とはロスカット取引の手続きを開始する判断の基準となる実預託額の必要証拠金額に対する割合（％）をいい、「必要証拠金額」とは取引時点において会員が顧客に預託させる最低証拠金額をいう。</p>	
<p>5 この細則において「実預託額の監</p>	<p>5 この細則において「実預託額の監</p>	

<p>視」とは、<u>営業日中</u>に<u>実預託額</u>が<u>必要証拠金額</u>にロスカット水準を乗じて得られた額を下回っていないかを確認することをいい、「<u>実預託額の監視間隔</u>」とは<u>実預託額の監視</u>を行う間隔をいう。</p>	<p>視」とは<u>営業日中</u>、<u>実預託額</u>が、<u>必要証拠金額</u>にロスカット水準を乗じて得られた額を下回っていないかを確認することをいい、「<u>実預託額の監視間隔</u>」とは<u>実預託額の監視</u>を行う間隔をいう。</p>	
<p>(削除)</p>	<p>6 この細則において「<u>ストップロス注文</u>」とは、<u>顧客に不利な方向に為替相場が変動した際に顧客の損失を確定する目的で、顧客の取引を決済する又は決済手続きを開始する価格を設定し、あらかじめ発注される売買注文</u>をいう。</p>	<p>ストップロス方式等の例外規定を削除</p>
<p>6 この細則において「<u>レバレッジ</u>」とは、<u>取引額を必要証拠金額で除した値</u>をいう。</p>	<p>7 この細則において「<u>レバレッジ</u>」とは、<u>取引額を必要証拠金額で除した値</u>をいう。</p>	
<p>7 この細則において「<u>ロスカット未収金</u>」とは、<u>顧客が会員に支払わなければならない金銭のうち、顧客の取引がロスカット取引により決済されたときの損失が、当該顧客が預託する証拠金額を上回ることにより発生するもの</u>をいう。</p>	<p>8 この細則において「<u>ロスカット未収金</u>」とは、<u>顧客が会員に支払わなければならない金銭のうち、顧客の取引がロスカット取引により決済されたときの損失が、当該顧客が預託する証拠金額を上回ることにより発生するもの</u>をいう。</p>	
<p>(<u>ロスカット取引の実施等</u>) 第3条 <u>会員は、実預託額の監視により、顧客の実預託額が、必要証拠金額に会員の定めたロスカット水準を乗じて得られた額を下回った場合には、直ちにロスカット取引の手続を行うものとする。</u></p>	<p>(<u>ロスカット水準等</u>) 第3条 <u>会員（F X取引を取り扱う会員に限る。以下同じ。）は、協会が別に定めるロスカット水準表(以下「別表」という。)に掲げる実預託額の監視間隔の区分に応じて、当該区分に定める基準値を下回らないように、ロスカット水準を定めるものとする。ただし、顧客がF X取引の契約を締結すると同時に当該契約ごとに、ストップロス注文を発注する方法（当該契約が決済されるまで取消しされないものに限る。）、その他こ</u></p>	<p>現第4項の内容を第1項に持ってくる。 （ロスカットの実施に係る現第4項の内容を最初に持ってきて、その後数値基準が来る形に順番を入れ替えたほうがよいと考える。）</p>

	<p>れと同等の仕組みであるとみなすことができる方法を用いる場合には、<u>別表に関わらず会員が自ら定める基準を以って、原則としてロスカット未収金が発生しないようにロスカット取引を運用するものとする。</u></p>	
<p>2 <u>実預託額の監視間隔は、実預託額が取引額に 100 分の 4 を乗じて得られた額以下となる場合には、原則として 1 分以内とするものとする。</u></p>	<p>2 <u>会員は、実預託額の監視間隔を 10 分以内とするものとする。</u></p>	<p>証拠金率 4 % 以下における監視間隔を短縮</p>
<p>3 <u>ロスカット水準は、原則としてロスカット未収金が発生することがないように、対象商品のレバレッジ、実預託額の監視間隔、電子情報処理組織の処理速度並びに市場のボラティリティ及びオープン時のギャップ等を考慮し、レバレッジに 10 分の 6 を乗じて得られる値を下回らない範囲で設定するものとする。</u></p>	<p>3 <u>第 1 項のロスカット水準は、ロスカット未収金の発生件数及び頻度、対象商品のレバレッジ、電子情報処理組織の処理速度、休日を挟んだ価格差、対象通貨の流動性等を考慮して決定し、また必要に応じて適時見直し、改善を行うものとする。</u></p>	<p>ロスカット未収金の発生件数と頻度を、原則として未収金を発生させないように運用するロスカット取引の水準決定のベースとするよりは、発生させないという原則を記載し、次項において発生した場合には原因分析、見直しを行う形がよいのではないか。</p>
<p>4 <u>会員は、ロスカット未収金が発生した場合にはその原因を分析し、必要に応じてロスカット水準及び実預託額の監視間隔その他のロスカット取引の仕組み（以下「ロスカット水準等」という。）を見直すものとする。</u></p>	<p>4 <u>会員は、実預託額の監視により、顧客の実預託額が、必要証拠金額に会員の定めたロスカット水準を乗じて得られた額を下回った場合には、直ちにロスカット取引の手続きを行うものとする。</u></p>	
<p>5 <u>会員は、顧客を単位とし、ロスカット水準等を定め、ロスカット取引を運用するものとする。ただし、顧客ごとに、通貨ペアごと又は取引ごと等、細分してロスカット水準等を定め、ロスカット取引を運用することができるものとする。</u></p>	<p>5 <u>会員は、顧客を単位とし、ロスカット水準を定め、ロスカット取引を運用するものとする。ただし、顧客ごとに、通貨ペアごと又は取引ごと等、細分してロスカット水準を定め、ロスカット取引を運用することができるものとする。</u></p>	
<p>6 <u>会員は、ロスカット水準等についてあらかじめ顧客に十分な説明を行うものとする。</u></p>	<p>6 <u>会員は、ロスカット水準及びロスカット取引の仕組み等についてあらかじめ顧客に十分な説明を行うものとする。</u></p>	

<p>7 前項の説明には、<u>実預託額の監視</u>について、あらかじめ顧客に説明している<u>実預託額の監視間隔</u>のとおりに行うことができないことがある場合にあっては、その旨及びその理由を含むものとする。</p>	<p>(新設)</p>	<p>会員向けアンケートでのご意見を踏まえて追加</p>
<p>(ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応) 第4条 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引を<u>正常に</u>実行できなかった場合における顧客への対応方針を定めるものとする。</p>	<p>(ロスカット取引が機能しなかった場合等の対応) 第4条 会員は、電子情報処理組織の異常その他の理由によりロスカット取引の<u>実行が</u>できなかった場合における顧客への対応方針を定めるものとする。</p>	<p>ロスカットが実行できない場合だけではなく、遅延や誤配信などもあるため</p>
<p>2 前項の対応方針は、会員の責に帰することができない事由を除き、投資者の保護に資するよう定めるものとする。</p>	<p>2 前項の対応方針は、会員の責に帰することができない事由を除き、投資者の保護に資するよう定めるものとする。</p>	
<p>3 会員は、ロスカット取引が行われることとなっている場合であっても、<u>当該取引</u>により顧客の預託する証拠金額を上回る損失が発生する可能性がある旨をあらかじめ顧客に適切に説明するものとする。</p>	<p>3 会員は、ロスカット取引が行われることとなっている場合であっても、<u>ロスカット取引</u>により顧客の預託する証拠金額を上回る損失が発生する可能性がある旨、<u>あらかじめ</u>顧客に適切に説明するものとする。</p>	
<p>(内部管理) 第5条 会員の取締役会その他の機関は、定期的に又は必要に応じて随時に、ロスカット取引を実行した状況の報告を受けるものとする。</p>	<p>(内部報告) 第5条 会員の取締役会その他の機関は、定期的に又は必要に応じて随時に、ロスカット取引を実行した状況の報告を受けるものとする。</p>	<p>内部報告の内容に限られていないため</p>
<p>2 会員は、ロスカット取引の適正性を確認できるよう、ロスカット取引処理の開始時及び約定時の顧客への配信価格等を<u>保存</u>する等、ロスカット取引の実行状況を適時適切に判断する<u>体制</u>を整備するものとする。</p>	<p>2 会員は、ロスカット取引の適正性を確認できるよう、ロスカット取引処理の開始時及び約定時の顧客への配信価格等を<u>管理保管</u>する等、ロスカット取引の実行状況を適時適切に判断する<u>態勢</u>を整備するものとする。</p>	

<p>3 <u>会員は、ロスカット水準等の設定及び変更に関して、必要な社内手続</u> <u>(当該手続に際して市場分析結果その他の当該水準等の検討に必要な資料等を作成し、その作成の日から3年間保存することを含む。)</u>を定めるものとする。</p>	<p>3 <u>ロスカット水準の設定及び変更は、必要な社内手続を以って行い、</u> <u>当該手続に際しては市場分析結果など、その判断に必要なとなる資料等を作成し、その作成の日から少なくとも3年間保管するものとする。</u></p>	<p>唐突に「必要な社内手続を以って行い…」とあるところを、内部管理として「必要な社内手続…を定めるものとする」という形に変更したい。</p>
<p>(その他) 第6条 <u>本協会は、第3条第3項に規定する乗数について、ロスカット取引及びロスカット未収金の発生状況並びに市場のボラティリティ等に照らして必要があると認められる場合には見直しを行うほか、会員が適切にロスカット取引を運用できるように情報提供、指導及び監督を行い、そのために必要な人材の確保及び教育並びに電子情報処理組織等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>(その他) 第6条 <u>協会は、別表について、ロスカット取引及びロスカット未収金の発生状況等に照らして必要があれば改定等を行うほか、会員が適切にロスカット取引を運用できるように情報提供、指導及び監督を行い、そのために必要な人材の確保及び教育並びに電子情報処理組織等の整備に努めるものとする。</u></p>	<p>乗数=10分の6</p>
<p><u>(削除)</u></p>	<p><u>(別表)</u> <u>ロスカット水準表</u> <u>(略)</u></p>	<p>今回、監視間隔1分以内しか区分がないため</p>